

災害法体系について



**内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（総括担当）付**



1. 我が国の災害対策法制の体系 法に基づく支援スキーム	1
(1) 主な災害対策関係法律の類型別整理表	
(2) 各種支援スキーム	
2. 災害対策基本法について	3
(1) 伊勢湾台風を契機とした災害対策基本法の制定	
(2) 災害対策基本法の概要	
(3) 総則（定義、理念）、各主体の責務	
(4) 東日本大震災を踏まえた対策	
(5) 防災計画	
3. 災害復旧・復興に関する法律	19
(1) 災害救助法	
(2) 激甚災害制度	
(3) 被災者生活再建支援制度	
4. まとめ	25

主な災害対策関係法律の類型別整理表



類型	災害対策基本法 予防	応急	復旧・復興
地震 津波	大規模地震対策特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法 ・消防法 ・警察法 ・自衛隊法 	<p><全般的な救済援助措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害法 <p><被災者への救済援助措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業信用保険法 ・天災融資法 ・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・雇用保険法 ・被災者生活再建支援法 ・株式会社日本政策金融公庫法 <p><災害廃棄物の処理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <p><災害復旧事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法 ・被災市街地復興特別措置法 ・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 <p><保険共済制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震保険に関する法律 ・農業災害補償法 ・森林保険法 <p><災害税制関係></p> <p>災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非常災害法 ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律 ・借地借家特別措置法
	津波対策の推進に関する法律		
火山	活動火山対策特別措置法		
風水害	河川法	水防法	
地滑り 崖崩れ 土石流	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法 ・森林法 ・地すべり等防止法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 		
	豪雪地帯対策特別措置法		
豪雪	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法		
原子力	原子力災害対策特別措置法		

大規模災害からの復興に関する法律



大規模災害発生を踏まえた復旧・復興に向けた主な支援スキーム

【赤字は平成28年熊本地震の例】

大規模災害の発生

4/28 特定非常災害指定の閣議決定
5/2 公布・施行

災害救助の実施

- ・災害救助法適用の判断 (都道府県) ※ 4/15 熊本県全域の適用決定

- 【適用基準】
- ・人口に応じた一定数の住家の滅失
 - ・生命身体への危険が生じた場合

- ・災害救助の実施 (都道府県(市町村))
- 避難所の設置 (発災から20日以内に着工)
- 食糧・水の供給
- 仮設住宅の供与

仮設住宅

- ・仮設住宅の供給 (都道府県)
- ※ 6/5 甲佐市で入居開始
11/14 全戸(4,303戸)完成

- ・救助費は国と県で負担。(県が支弁し、額に応じて国が一定額を負担) (50/100~90/100)
- (交付は県の負担能力に応じて年度途中にも実施)

- ・住宅再建又は災害公営住宅等への入居 (都道府県・市町村)
- ※ 熊本市など7市町村で事業着手(29/5/31時点)
その他5町村でも整備に向け検討中

特定非常災害指定の閣議決定

- 【適用基準】 死傷者、住宅倒壊の多数発生、広範なライフライン途絶等の諸要因を総合的に勘案
- ・行政上の権利利益の満了日延長、義務の不履行の免責
 - ・破産手続の特例、相続手続の期間延長等

災害援護資金の貸付

- 【適用基準】 都道府県で救助法が適用された市町村がある災害
- ・災害援護資金の貸付 最大350万円(年利3%)
 - ※ 災害救助法適用に同じ

被災者生活再建支援

- 【適用基準】 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等
- ・住宅再建支援金の給付 最大300万円(都道府県)
 - ※ 6/2 支払開始(熊本県)
 - ※ 4/21 熊本県全域の適用決定
10/21 大分県由布市の適用決定

※緊急災害対策本部が設置されない規模の災害の場合

大規模災害復興法に基づく非常災害指定の閣議決定

- 【適用基準】 著しく異常かつ激甚な非常災害(熊本地震で適用)

- ・公共土木施設等の災害復旧事業等の国等による代行 5/10 非常災害指定の閣議決定
5/13 公布・施行

※このほか、都道府県管理河川の災害復旧について
国等による代行制度あり(H29九州北部豪雨災害で適用)

激甚災害の指定

- ・被害状況の調査 (都道府県・市町村)
- ・査定見込額算定 (関係省庁)
- ・中防決裁 (官邸・内防)

指定政令の閣議決定

- (発災から平均19.8日)
- 4/25 本議の閣議決定
4/26 公布・施行
- ・災害復旧国庫補助事業等 (年末に一括交付等) (嵩上1~2割程度)
- ・中小企業への助成等

がれき処理

- ・事業費補助(環境省)
- 1/2 土 特交措置
- 【適用基準】 市町村事業費40万円
- 24h雨量80mm以上等

- ・仮置場選定 (県・市町村)
- ・量により県外へ応援要請 (県・市町村)
- 発災直後から随時選定、応援要請

・処理終了

※災害廃棄物は推定量289万t中、176万t処理完了。
損壊家屋等の公費解体は、申請棟数34,456棟中、
23,426棟が解体済(29/4末)

税制措置

災害全般に適用

- ・国税の減免措置 (財務省)
- 住宅ローン減税
- 財形貯蓄非課税の特例等

特定災害に適用

- ・税の減免措置 (財務省・総務省)
- 住宅ローン控除
- 自動車重量税
- 固定資産税の特例等

予算措置

- ・補正予算編成
- ・予備費の使用

- 4/20 予備費使用の閣議決定(ブッシュ型物資支援の財源)
- 5/17 第1次補正予算成立
- 5/31 復旧等予備費の閣議決定
- 6/14 " (第2弾)
- 6/28 " (第3弾)
- 7/26 " (第4弾)
- 10/11 第2次補正予算成立
- 翌1/31 第3次 "

応急救助

復旧・復興

伊勢湾台風を契機とした災害対策基本法の制定（昭和36年）



わが国の国土の条件と時代背景

◆ わが国の国土の条件：災害を受けやすい自然的環境

- 南北に細長く続く日本列島は、夏から秋にかけて南方海上で発生する台風の進路に当たり、毎年被害が発生
- わが国は、山が多く平野が少なく、河川の勾配が急であるため、大雨が降れば氾濫しやすい地形
- 太平洋環状火山帯の上に位置するため、過去幾多にわたる火山の噴火や地震による被害が発生

◆ 時代背景：戦争による疲弊

- 戦争中の山林の濫伐、戦争の打撃による国家の極度の疲弊



伊勢湾台風の特徴と教訓

◆ 災害の特徴

- 台風の速度、コース等の自然的条件も最悪であったが、都市の開発に際しての防災上の配慮の欠如、水防体制の未整備、不適切な警報の伝達指示など人災的側面もあり、多数の人的・物的被害が発生

◆ 被害の概要

死者：4,697人
行方不明者：401人
物的損害：7,000億円超

大規模災害時対応の体制未整備・防災に関する統一的な制度の不在

政府における大規模災害時対応に係る体制が未整備であり、また、災害関係の法律は一本化しておらず、事務も各省行政の中にバラバラに組入れられており、責任の所在も不明確で、総合的有機的な制度としては動かない状態

災害対策基本法の制定

- 国、地方公共団体、公共機関等の統一かつ計画的な防災体制の整備を図るため、災害対策の最も基本となる法律を初めて制定
- 法に基づく中央防災会議の設置、防災に関する総合的かつ長期的な計画である防災基本計画の作成

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする

1. 防災に関する理念・責務の明確化

- 災害対策の基本理念 — 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念の明確化
- 国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 — 防災に関する計画の作成・実施、相互協力等
- 住民等の責務 — 自らの災害への備え、生活必需品の備蓄、自発的な防災活動への参加等

2. 防災に関する組織—総合的防災行政の整備・推進

- 国：中央防災会議、非常（緊急）災害対策本部
- 都道府県・市町村：地方防災会議、災害対策本部

3. 防災計画—計画的防災対策の整備・推進

- 中央防災会議：防災基本計画
- 指定行政機関・指定公共機関：防災業務計画
- 都道府県・市町村：地域防災計画 ○市町村の居住者等：地区防災計画

4. 災害対策の推進

- 災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定
- 市町村長による一義的な災害応急対策（避難指示等）の実施、大規模災害時における都道府県・指定行政機関による応急措置の代行

5. 被災者保護対策

- 要支援者名簿の事前作成
- 災害時における、避難所、避難施設に係る基準の明確化
- 広域避難、物資輸送の枠組みの法定化
- 罹災証明書、被災者台帳の作成を通じた被災者支援策の拡充

6. 財政金融措置

- 法の実施に係る費用は実施責任者負担
- 激甚な災害に関する、国による財政上の措置

7. 災害緊急事態

- 災害緊急事態の布告 ⇒ 政府の方針（対処基本方針）の閣議決定
- 緊急措置（生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急政令の制定、特定非常災害法の自動発動）

大規模災害時の災害対策基本法に基づく措置の概要



災害対策基本法は災害対策の一般法。平時における防災計画の作成や各種災害予防策から応急対策、復旧・復興に至るまでの総合的な措置について規定

大規模災害の発生

国（非常災害対策本部）

本部長：防災担当大臣（事故災害の場合は所管大臣）

国（緊急災害対策本部）

本部長：内閣総理大臣

状況に応じて移行

指示

指示

災害状況及び措置の報告

市町村（災害対策本部の設置）

- 消防、水防団、警察等への出動命令等
- 避難指示、警戒区域の設定、立入の制限・禁止、退去命令
- 応急公用負担（土地、建物等の一時使用等）
- 緊急避難場所・避難所の指定
- 避難行動要支援者名簿情報の提供
- 被災証明書の交付
- 他市町村、都道府県に対する応援要請

指示

都道府県（災害対策本部の設置）

- 関係者への従事命令
- 交通規制（公安委員会）
- 指定地方公共機関への応援要請
- 自衛隊への災害派遣要請（自衛隊法）
- 内閣総理大臣に対する災害発生市町村への応援要請

災害状況及び措置の報告

災害緊急事態の布告（以下の緊急政令の制定が可能） ⇒政府の方針（対処基本方針）の閣議決定

- 生活必需物資の配給、譲渡・引渡しの制限・禁止
- 国民生活の安定のため必要な物資または役務等の給付の対価の最高額の決定
- 金銭債務の支払延期及び権利の保存期間の延長
- 海外からの支援の受入について必要な措置



災害の定義、基本理念（第2条、第2条の2）

<災害の定義>

○災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

○災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）（抄）

（政令で定める原因）

第一条 災害対策基本法（以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。

<基本理念>

○災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせることで一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。



- 災害対策基本法において、**市町村は、基礎的な地方公共団体として防災に関する対策を実施する責務**を有し、**災害応急対策及び応急措置を実施する義務**を負っている。
- これらの責務・義務を果たすため、**市町村長には、様々な権限**が与えられている。

<責務・義務に係る規定>

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2・3 (略)

(災害応急対策及びその実施責任)

第五十条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

2 …、地方公共団体の長…は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

(市町村の応急措置)

第六十二条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置(以下「応急措置」という。)をすみやかに実施しなければならない。

2 (略)

<権限の例>

- 事前措置の指示(第59条) : 災害を拡大させるおそれがある物件等の所有者等に対し、物件等の除去等を指示できる。
- 避難の指示等(第60条) : 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、又は指示することができる。
- 警戒区域の設定(第63条) : 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対し、当該区域への立入を制限し、禁止し、又は退去を命ずることができる。
- 物的応急公用負担(第64条) : 他人の土地、建物等の一時使用、土石・竹木その他の物件の使用・収用ができる。また、現場の災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施の支障となるものの除去等ができる。
- 人的応急公用負担(第65条) : 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。



- 災害対策基本法において、**都道府県は、広域的な地方公共団体として、自ら防災に関する対策を実施するのみならず、市町村の事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う責務を有している。**
- これらの責務・義務を果たすため、**都道府県知事には、従事命令等の権限のほか、市町村長の応急措置の実施及び応援について指示する権限等**が与えられている。

<責務・義務に係る規定>

(都道府県の責務)

第四条 都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

2 (略)

(都道府県の応急措置)

第七十条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施しなければならない。この場合において、都道府県知事は、その区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれることとなるように努めなければならない。

2・3 (略)

<権限の例>

- 従事命令等 (第71条) : 医療従事者等への従事命令、住民等への協力命令、物資の販売等を業とする者への保管命令、病院等の管理、物資等の使用・収用ができる。
- 市町村長への指示 (第72条) : 市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村を応援すべきことを指示することができる。また、災害応急対策について、市町村長に対し実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

<その他の規定>

- 市町村長の事務の代行 (第60条第3項、第73条) : 市町村長がその全部又は一部の事務を行うことができなくなった場合、避難勧告・避難指示、警戒区域の設定、応急公用負担を市町村長に代わって実施しなければならない。
- 市町村長の応援 (第68条) : 市町村長から災害応急対策の応援又は実施を要請された都道府県知事は、正当な理由が無い限り、応援又は実施を拒んではならない。



東日本大震災の被害概要

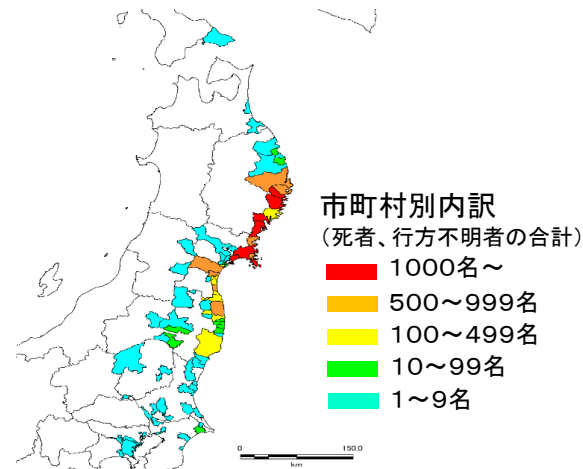
◆ 人的被害 (平成29年3月8日現在)

・死者(震災関連死を含む) 19,533名
・行方不明者 2,585名
・負傷者 6,230名

◆ 建築物被害(平成29年3月8日現在)

・全壊 121,768戸
・半壊 280,160戸
・一部破損 744,396戸

出典: 消防庁「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について」(第155報)



東日本大震災を踏まえた対策

◆ 各種災害想定の見直し

近い将来に発生が懸念される、首都直下地震、南海トラフ地震等の被害想定の見直し

◆ 災害対策法制の見直し

・大規模災害時の応援の円滑化、緊急物資の輸送のプッシュ型の仕組み、被災住民の広域的な受入、教訓伝承、防災教育の強化等について規定(平成24年6月)

・国による応急措置の代行、避難所・避難場所の指定、避難行動要支援者名簿の作成・利用制度及び地区防災計画制度の創設等について規定(平成25年6月)

◆ 防災基本計画の見直し

地震・津波に関する対策を抜本的に強化(平成23年12月)

大規模災害・原子力災害への対策強化(平成24年9月、平成26年1月、平成27年3月)



■ 平成24年・25年の災害対策基本法改正において、地方公共団体間の応援又は地方公共団体への国の関与に係る改正を実施。

分野	従来の災害対策基本法	第1弾改正(H24)	第2弾改正(H25)
応急措置の代行	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の指揮命令系統が失われた場合に、都道府県が応急措置を代行（73条） 	—	<ul style="list-style-type: none"> 市町村及び都道府県の指揮命令系統が失われた場合に、国が応急措置を代行（78条の2）
物資輸送・供給	なし	<ul style="list-style-type: none"> 国又は都道府県による物資の供給（86条の16） 	—
被災者の保護	なし	<ul style="list-style-type: none"> 広域一時滞在制度（協議、都道府県による調整・代行、国による助言）（86条の8～12） 	<ul style="list-style-type: none"> 国による広域一時滞在手続の代行（86条の13）
応援①	<ul style="list-style-type: none"> 応急措置（消防・救助等）に限り、自治体間で応援（市町村—他市町村、市町村—都道府県、都道府県—他都道府県） 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体間の応援対象業務を拡大（応急措置→災害応急対策全般）（67条、68条、74条） 	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急対策に係る国による応援（都道府県—国）（74条の3）
応援②	なし	<ul style="list-style-type: none"> 応援に関する都道府県・国による調整の拡充（都道府県—市町村（72条、74条の2第4項）、国—都道府県（74条の2）） 	—
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧の実施責任者による災害復旧の実施（87条） 	—	<ul style="list-style-type: none"> 国・都道府県による災害復旧事業の代行制度（大規模災害からの復興に関する法律）

平成28年熊本地震における非常災害対策本部



平成28年4月14日21時26分に発生した「平成28年(2016年)熊本地震」を受けて、同日、災害対策基本法第24条第1項の規定に基づき、「平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震非常災害対策本部」を設置

翌4月15日には、同本部に、「平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震非常災害現地対策本部」を設置

非常災害対策本部

設置者： 内閣総理大臣

本部長： 内閣府特命担当大臣(防災)

本部員： 関係省庁局長級(内閣総理大臣が任命)

設置要件： 非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるとき

所管区域： 平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震によって被災した都道府県

設置場所： 東京都(内閣府(中央合同庁舎第8号館))

設置期間： 平成28年4月14日から災害応急対策を推進するため必要と認める期間

所掌事務： 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成

災害応急対策の総合調整 非常災害に際し必要な緊急の措置の実施



事務局

事務局長： 内閣府政策統括官(防災担当)

事態総括班

事務局全体を指揮総括(状況把握、総合調整、組織体制の決定)すること

物資調達・輸送班

被災地の生活に必要な不可欠な物資を円滑に供給するため、広域的な物資調達及び、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送活動に関する調整を行うこと

避難者生活支援チーム

避難所数、避難者数、ニーズ・問題点等の把握、住宅の整理に関すること

非常災害現地対策本部

設置者： 内閣総理大臣

本部長： 内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官

所管区域： 熊本県

設置場所： 熊本県

設置期間： 平成28年4月15日から現地における被災地方公共団体に対する国の支援や相互の連絡調整のため必要と認められる期間(平成28年9月16日廃止)

災害対策基本法における防災計画（第34条―第45条）



- 防災基本計画は、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、防災業務計画や地域防災計画の基本となるもの
- 指定行政機関・指定公共機関は防災業務計画を、都道府県防災会議・市町村防災会議は地域防災計画を作成

防災基本計画

各種防災計画の基本

中央防災会議（会長：内閣総理大臣）

※内閣総理大臣をはじめ全閣僚、指定公共機関の代表者、学識経験者により構成

【計画に定める事項】

- 防災に関する総合的かつ長期的な計画
- 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項
- 上記のほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの

防災業務計画

指定行政機関：中央省庁

指定公共機関：独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、通信会社、電力会社、ガス会社、道路会社、鉄道会社など

【計画に定める事項】

- 所掌事務について、防災に関しとるべき措置
- 上記のほか、所掌事務に関し地域防災計画の作成の基準となるべき事項（指定行政機関の防災業務計画）

地域防災計画

都道府県防災会議（会長：知事）

市町村防災会議（会長：市町村長）

【計画に定める事項】

- 指定地方行政機関、都道府県及び市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱（※都道府県の場合）
- 地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 地域に係る上記の措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

地区防災計画

地区防災計画制度の概要（第42条第3項、第42条の2）



制度の趣旨

これまで防災計画として、

- ・国レベルの総合的で長期的な防災基本計画
- ・地方レベル(都道府県・市区町村)の地域防災計画をそれぞれ定め、防災活動を行ってきた。

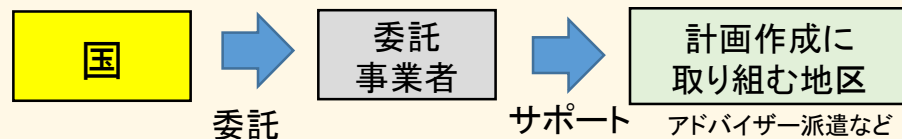
東日本大震災等では、地区内の居住者や事業者等が、「自助」・「共助」の精神に基づき、地元自治体等と連携し、自発的に地区における防災活動を担う例がみられた。

これらの自助・共助による防災活動を促進し、ボトムアップ型による地域の防災力を高めるため、平成25年度災対法改正において、地域の特性を踏まえコミュニティレベルの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市区町村の地域防災計画に定めることができる地区防災計画制度を制定。

支援制度

計画作成に取り組む地区を支援するとともに、その成果を公表するモデル地区事業を実施。

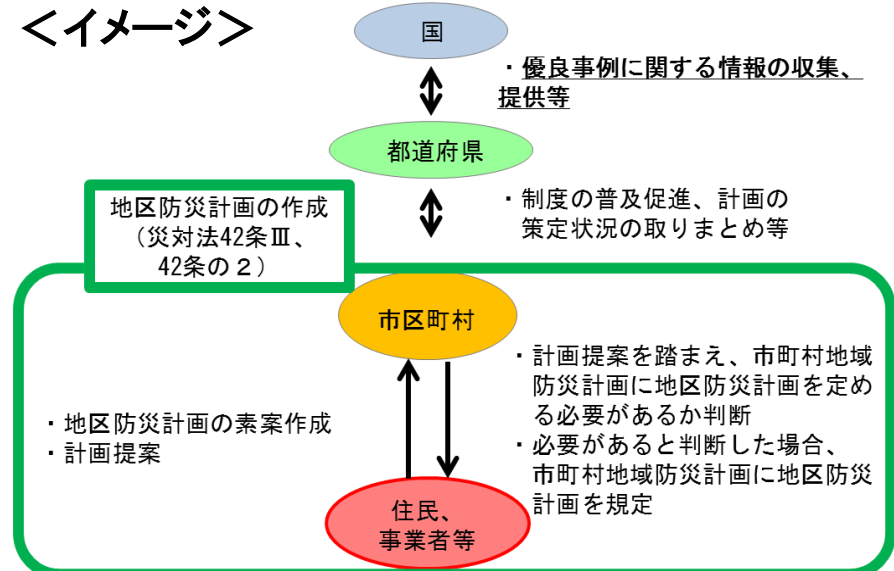
- ・平成26年度 15地区を支援
- ・平成27年度 22地区を支援



制度の特徴

- 地区の地域特性や社会特性などを踏まえ、地区に居住等する者が自ら計画を作成することができる。
- 地区内の居住者等が地区防災計画を作成し、当該計画を市区町村の地域防災計画の一部として提案することができる。
- 計画内容には、計画の対象範囲、活動体制とともに、防災訓練、物資等の備蓄、地区独自のハザードマップや避難計画の作成、避難所運営、居住者等の相互支援体制(例:要配慮者の避難支援など)など、様々な防災活動を含めることができる。

<イメージ>



緊急避難場所及び避難所の指定（第49条の4―第49条の9）



- 従来、切迫した災害の危険から逃れるための「避難場所」と、避難生活をおくるための「避難所」が必ずしも明確に区別されていなかった。
- 東日本大震災では、これが被害拡大の一因となったことから、平成25年6月に災害対策基本法を改正し、「避難場所」「避難所」の位置付けを明確にし、それぞれ指定することを市町村の義務とした（平成26年4月1日施行）。

指定緊急避難場所

- ・市町村長は、住民等が災害の危険から緊急に逃れるため、災害種別ごとに避難場所を指定。
- ・平成28年4月1日時点で、約83,000の指定緊急避難場所が指定されている。

○指定緊急避難場所指定状況等（平成28年4月1日現在）

指定箇所数(箇所)
83,452

○災害種別ごとの指定状況等（※重複指定あり）

	洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
指定箇所数(箇所)	49,823	47,022	14,061	60,947	29,171	30,275	27,654	7,106
想定収容人数(万人)	9,484	9,473	3,694	16,301	5,873	11,413	4,714	1,583

指定避難所

- ・市町村長は、被災者が一定期間滞在する場として避難所を指定。
- ・平成28年4月1日時点で、約65,000の指定避難所が指定されている。

○指定避難所指定状況等（平成28年4月1日現在）

指定箇所数	想定収容人数(万人)
65,330	3,588

応援（第67条、第68条、第72条、第74条、第74条の2等）



従来の災害対策基本法	平成24年改正（第1弾）	平成25年改正（第2弾）
・ 応急措置（消防・救助等）に限り、自治体間で応援（市町村－他市町村、市町村－都道府県、都道府県－他都道府県）	・ 自治体間の応援対象業務を従来の応急措置から災害応急対策全般に拡大（67条、68条、74条）	・ 災害応急対策全般に係る国による応援（都道府県－国）（74条の3）
なし	・ 応援に関する都道府県・国による調整の拡充（都道府県→市町村（72条、74条の2第4項）、国→都道府県（74条の2））	—

参照条文

（他の市町村長等に対する応援の要求）

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事等に対する応援の要求等）

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

（都道府県知事の指示等）

第七十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。以下この項において同じ。）が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

3 （略）

（都道府県知事等に対する応援の要求）

第七十四条 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする

（内閣総理大臣による応援の要求等）

第七十四条の二 （略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定による要求があつた場合において、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

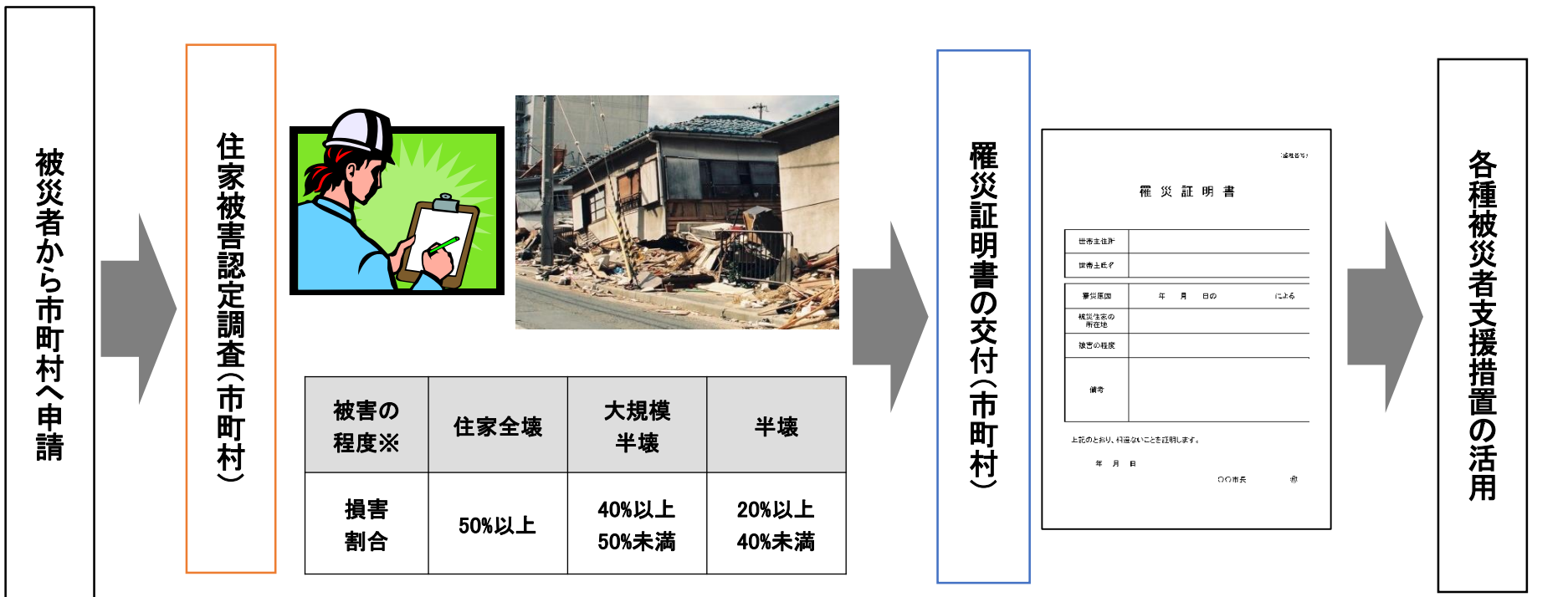
3～6 （略）



罹災証明書の交付（第90条の2）

■市町村長は、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与や、被災者生活再建支援金の支給等の各種被災者支援策の適用に必要な「罹災証明書」を、遅延なく交付しなければならない。

<罹災証明書の交付の流れ>



※災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)(災害により被害を受けた住家の損害割合の具体的な調査方法、判定方法を定めた指針)を踏まえ、判定

<各種被災者支援等>

- 給付 : 被災者生活再建支援金、義援金 等
- 融資 : (独)住宅金融支援機構の融資、災害援護資金 等
- 減免・猶予 : 税、保険料、公共料金等
- 現物支給 : 災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理

物資等の供給及び運送（第86条の16—第86条の18）



災害時の救援物資の調達・輸送については、基本的に地方公共団体が対応することとなっているが、東日本大震災の発災当初において、地方公共団体の行政機能が著しく低下しており、地方公共団体からの需要追従型であったため、被災者に必要な物資が適切なタイミングで供給されなかった。

→被災地からの要請がなくても物資を送り込む「**プッシュ型**」の物資調達・輸送体制の構築の必要性

これを踏まえ、平成24年に災害対策基本法を改正して、「**物資等の供給及び運送**」に関する規定を新設し、市町村長は都道府県知事に対して、都道府県知事は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対して、**物資等の供給について要請することができる**こと、緊急を要する場合には、都道府県知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、**要請を待たずに自らの判断で必要な措置を講ずることができる**こと、また、運送事業者である指定公共機関等に対して**物資等の運送を要請等**できること等について規定

平成28年熊本地震におけるプッシュ型物資支援の実績

平成28年4月16日（土）の熊本地震本震後、直ちに非常災害対策本部事務局に「物資調達・輸送班」を設置し、熊本県からの要請を待たずに、プッシュ型による対応を含め、[計約278万食]の支援を実施

<物資調達・輸送班>

設置場所：中央合同庁舎8号館3階

班体制：

内閣府、防衛省、厚生労働省、

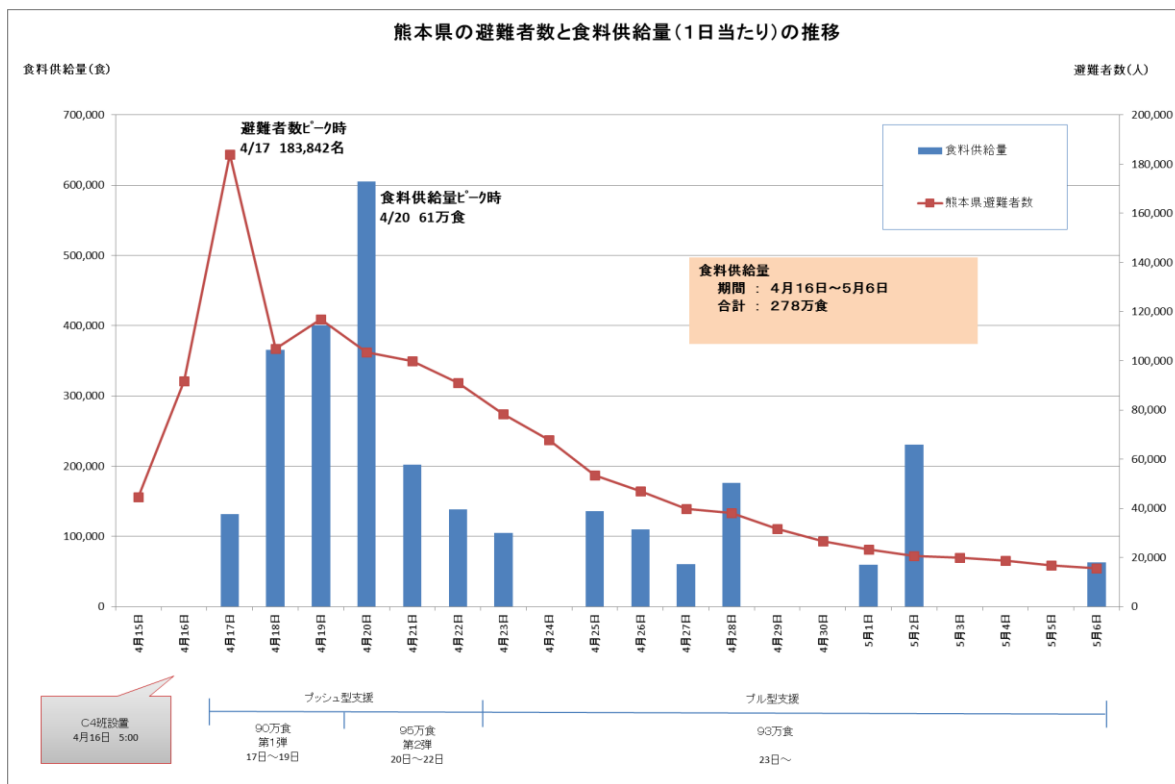
農林水産省、経済産業省、

資源エネルギー庁、

国土交通省、消防庁、

ヤマト運輸、日本通運

（最大約40名が8号館に常駐）





被災者台帳の整備（第90条の3、第90条の4）

■市町村長は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約する「被災者台帳」を整備することができる。



○関係部署による情報共有による重複の排除

- ・各部署で同様の情報を収集するための手間を排除（いずれかの部署で収集し、共有する）による時間・コスト等の軽減
- ・罹災の状況等、市町村内の他の部署が有している情報を何度も被災者に申請させる必要がなくなる



○迅速な対応

- ・援護を実施する部署において、必要な情報を有することとなるため、被災者の援護について、迅速な対応が可能



○援護の漏れ、二重支給等の防止

- ・援護の資格を有する（対象者である）被災者の状況を的確に把握し、漏れを防止
- ・二重支給や他の援護を受けていた場合、援護対象から外れるような要件があるものについて、要件に合致するかどうかを把握可能



○被災者の負担軽減、的確な援護実施

- ・被災者が複数の援護担当部署で何度も同様の申請を行わずに済む
- ・他の地方公共団体との情報共有により、市町村が総合的な対策・助言を実施可能となる
- ・本人同意等の手続を経ることにより、公共料金等の減免に必要な情報についても、市町村から関係事業者へ提供可能となり、被災者からの申請等手続軽減が期待される



災害救助法の概要①

1. 目的

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。**

2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、**現に救助を必要とする者**に行う。(法定受託事務)
- 必要に応じて、**救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。**
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

3. 救助の種類

- | | |
|-----------------------|------------|
| ○ 避難所の設置 | ○ 被災者の救出 |
| ○ 応急仮設住宅の供与 | ○ 住宅の応急修理 |
| ○ 炊き出しその他による食品の給与 | ○ 学用品の給与 |
| ○ 飲料水の供給 | ○ 埋葬 |
| ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 | ○ 死体の捜索・処理 |
| ○ 医療・助産 | ○ 障害物の除去 |

4. 適用基準

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合(令第1条第1項第1号～第3号)
- **多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等(令第1条第1項第4号)**



5. 救助の程度、方法及び期間

(1) 一般基準

救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準(※)に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。(※ 平成25年内閣府告示第228号)

(2) 特別基準

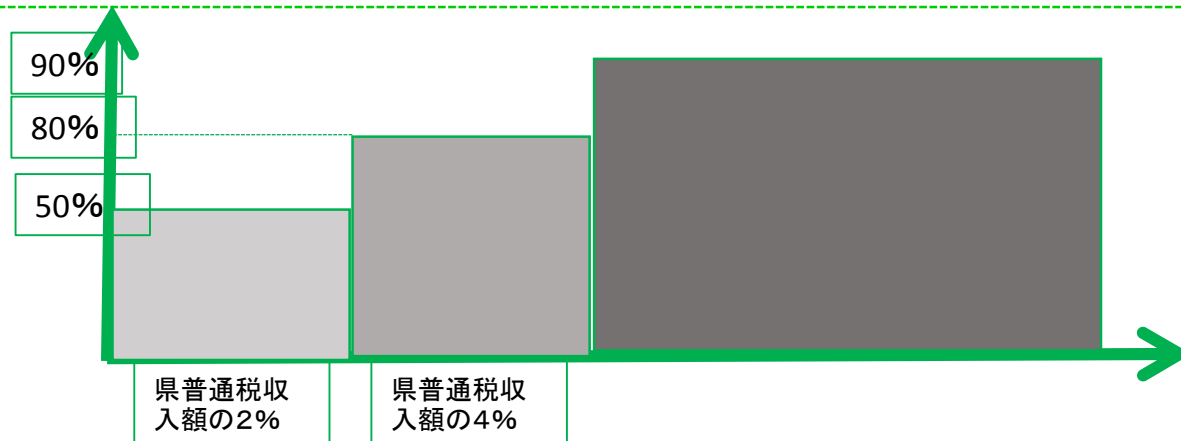
一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定めることができる。

6. 国庫負担

普通税収入見込額の割合

国庫負担割合

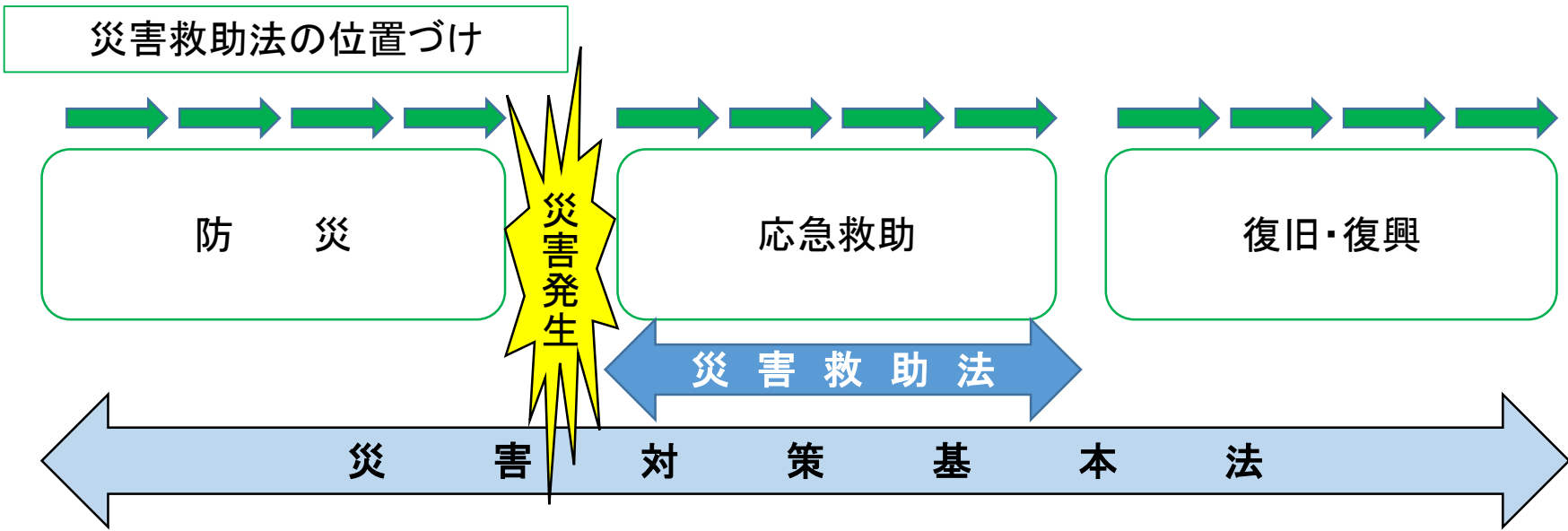
① 収入見込額の 2 / 100 以下の部分	→	50 / 100
② 収入見込額の 2 / 100 超 4 / 100 以下の部分	→	80 / 100
③ 収入見込額の 4 / 100 超の部分	→	90 / 100



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
国庫負担額 = ① (20億円の50%) + ② (20億円の80%) + ③ (残り60億円の90%) = 計80億円



災害救助法の概要③



災害救助法の適用でどう変わる？

		市町村(基礎自治体)	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体(基本法5条)	救助の後方支援、総合調整(基本法4条)
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助(法13条2項)	救助の実施主体(法2条)
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体(法13条1項)	救助事務の一部を市町村に委任可(法13条1項)
	費用負担	費用負担なし(法21条)	かかった費用の最大100分の50(残りは国が負担)(法21条)

(摘要) 基本法: 災害対策基本法 法: 災害救助法

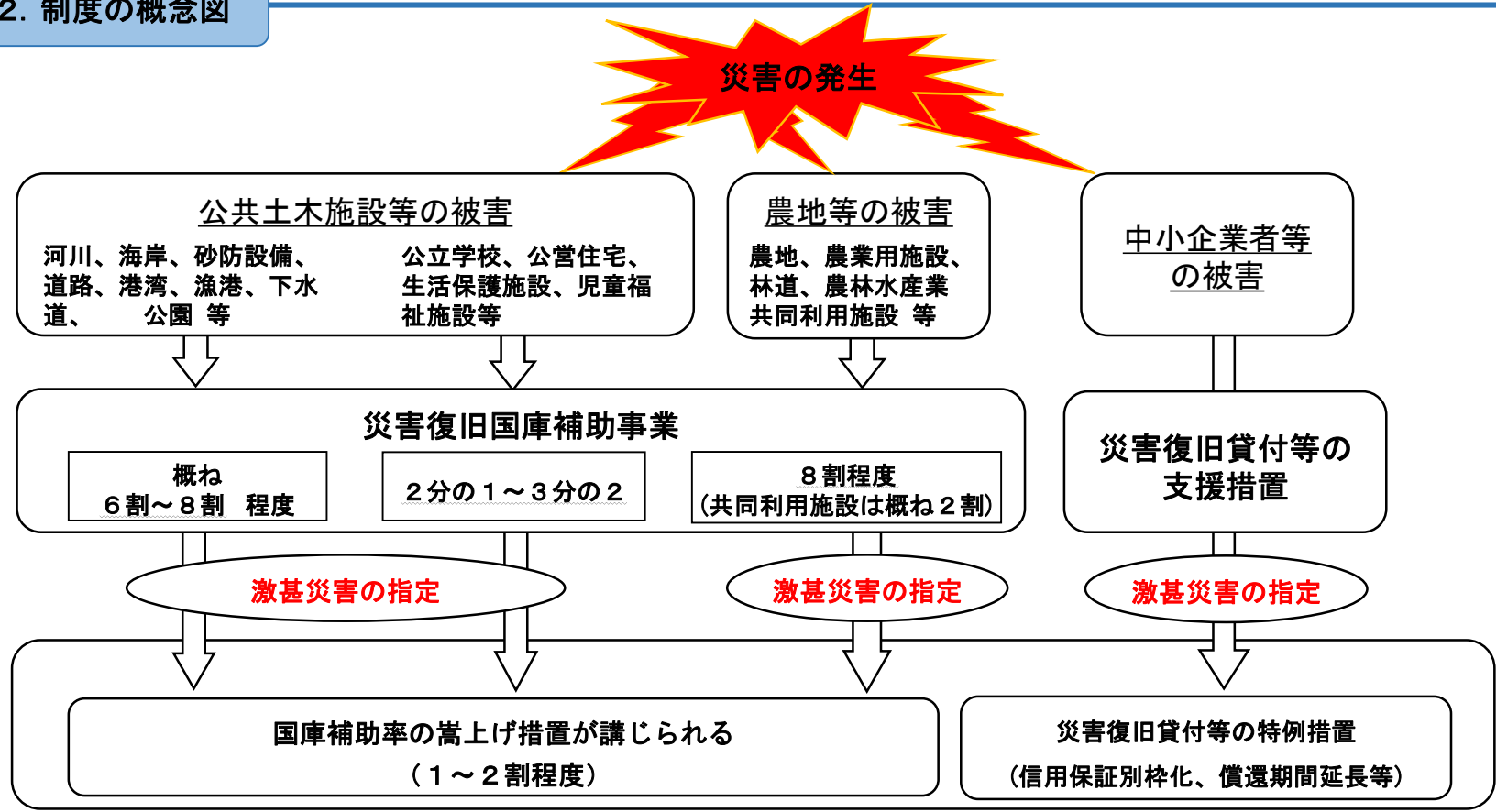


激甚災害制度の概要①

1. 制度概要

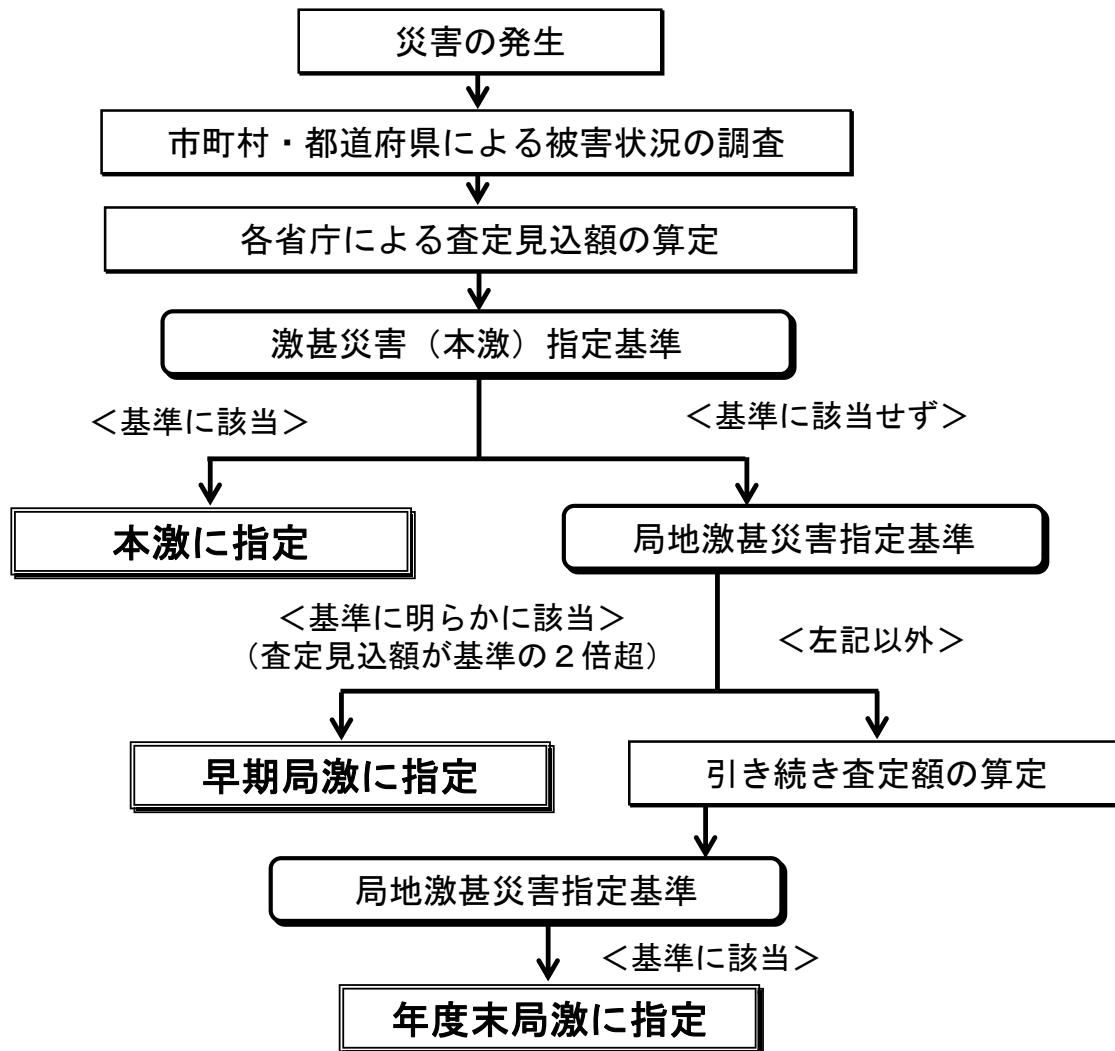
- 激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等にかかる国庫補助の特別措置等を指定するものである。
- 指定については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく政令で指定することとなるが、政令の制定に当たっては、あらかじめ中央防災会議の意見を聴くこととされている。

2. 制度の概念図





3. 指定の流れ



激甚災害に係る 主な適用措置

- 公共土木施設等の復旧事業の国庫補助率嵩上げ
(平均69% → 84%)
- 農地等の復旧事業の国庫補助率嵩上げ
(平均84% → 93%)
- ※ 年度末に1年間の激甚災害に係る負担額を算出し、当該負担額に応じて補助率を確定
- 中小企業への助成
(保険限度額の別枠化など)

※局激の種類

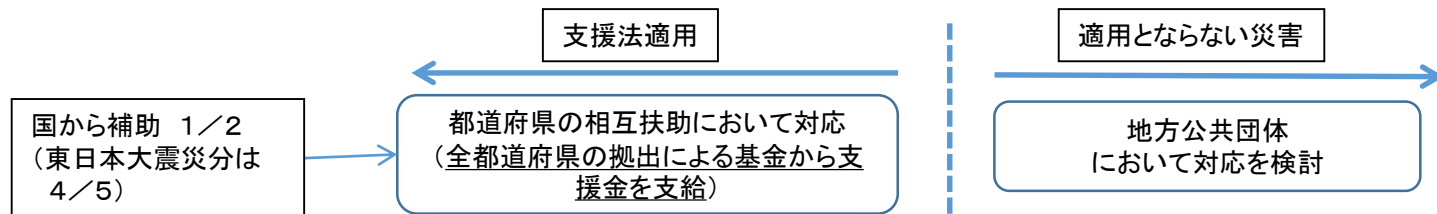
- <年度末局激>
 - 年度末にまとめて災害と対象市町村と適用措置を政令で指定
- <早期局激>
 - 指定基準に明らかに該当することとなる(基準の2倍)と見込まれる場合、災害の都度、指定

被災者生活再建支援制度の概要



1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

3. 制度の対象となる被災世帯

- 上記の自然災害により、
- ① 住宅が「全壊」した世帯
 - ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 - ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
 - ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

4. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の被害程度	全壊 (3. ①に該当)	解体 (3. ②に該当)	長期避難 (3. ③に該当)	大規模半壊 (3. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

5. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等 ②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内 ②加算支援金: 災害発生日から37月以内



まとめ（本講義のポイント）

【災害対策基本法関係】

- ・災害対策基本法は、防災に関する責務や組織、防災計画の策定、予防、応急、復旧・復興の各段階における関係者の役割や権限、財政措置等の一般則を定めている。
- ・加えて、個別法に欠けている防災活動の基準として実務的な事項（応急措置の代行、要支援者名簿の事前策定、物資輸送の枠組み等）を共通項的に定めている。

【災害救助法関係】

- ・災害救助法は、発災直後から、一次的な衣食住を提供することをはじめとした応急活動について定めている。国庫負担を規定すること等により、地方公共団体だけでは対応が難しい場合にも、被災者の保護と社会秩序の維持を図ることを目的としている。

【激甚法関係】

- ・激甚制度は、大災害（著しく激甚である災害）に対し、地方財政の負担緩和、中小企業者等に対する特別の助成を行うこととし、その災害及び特例措置を政令で指定するもの。

【被災者生活再建支援法関係】

- ・被災者生活再建支援制度は、一定の要件に該当する被災世帯に対し、その住宅の再建（賃貸への転居を含む）を目的に最大300万円の支援金を支給するもの。